

小笠原諸島振興開発計画（素案）に対する都民意見の募集結果について

1 意見の募集期間

令和元年8月26日（月曜日）から同年9月24日（火曜日）まで

2 意見の提出者数及び意見数

意見提出者数：9名 意見数：38件

3 御意見の概要と都の考え方

No.	該当箇所	該当ページ	御意見の概要	都の考え方
第4章				
2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の交通通信の確保				
1	(1)港湾	P20～21	外来生物侵入の入り口になる港湾では、外来生物種の抑制など生物多様性に配慮した必要な措置を講じてほしい。	<p>都では、外来生物の侵入防止のため父島や母島の港において、旅客船の乗降時に靴底洗浄を行っております。</p> <p>また、「小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針」に基づき、移入種対策として使用材料の選定や島外からの材料搬入及び工事資材の移動に際して点検を実施しており、今後も引き続き対応してまいります。</p>
2	(2)航路・航空路	P22～23	訪島の手段となっているおがさわら丸の「24時間」を有効活用し、島内の自然環境や予備知識等についての講座や上映会、その他アクティビティの実施など、移動式宿泊付きアミューズメントの側面を強化してはどうか。	<p>おがさわら丸では、繁忙期（ゴールデンウィークや夏期、年末年始等）を除き、小笠原ホエールウォッチング協会登録のガイドを招いて、船内イベント（小笠原の自然や鯨類に関する解説や自然保護のレクチャー、小笠原での過ごし方に関するアドバイスなど）を実施しています。</p> <p>いただいた御意見につきましては、運行事業者である小笠原海運株式会社と共有させていただきます。</p>
3	(2)航路・航空路及び13観光の開発	P22～23及びP73	来島客の観光の選択肢を広げるため、父島と母島をつなぐ「ははじま丸」の増便（おがさわら丸入港日及びその翌日の父島母島間往復）を実施してほしい。	<p>都としても、父島と母島を結ぶ唯一の定期船であるははじま丸の利用者（村民及び観光客等）の利便性向上は重要であると考えております。</p> <p>ははじま丸は、平成31年2月から3月にかけて、試行としてダイヤを増便し、おがさわら丸入港日及び入港翌日における父島・母島間の往復を実施しました。</p> <p>運航事業者である伊豆諸島開発株式会社は、試行期間における乗客数の実績等を踏まえ、今後ダイヤについて検討を行うこととしており、いただいた御意見につきましては、伊豆諸島開発株式会社と共有させていただきます。</p>
4	(2)航路・航空路	P22～23	国際交流を図るため、大型客船を就航させることが必要と考える。ただし、海洋汚染の原因にならないよう、しっかりとゴミ処理対策をする必要がある。	<p>現在、小笠原には大型客船が年間10隻以上寄港しており、今後も積極的な受入れを図ってまいります。</p> <p>なお、ごみ処理対策に関する御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
5	(2)航路・航空路	P22～23	海洋における生物多様性保全の観点から、小笠原諸島の海域に隣接又は関係する各国との調整の場を父島に作るとともに、各国とのアクセス向上のため空港を建設してほしい。	<p>海洋の生物多様性を保全するため、小笠原国立公園では沿岸5kmまでの海域のうち、特に景観や自然環境を維持すべき区域を海域公園地区に指定し、適切に保全しております。引き続き、自然環境の保全につきまして、適切に対応してまいります。</p> <p>なお、小笠原諸島の海域に隣接又は関係する各国との調整の場に関する御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、小笠原航空路については、現在、自然環境への影響や就航可能な機材、地質や地形等に係る調査を行っているところです。これらを踏まえ、飛行場の構造や実現可能性について検討を行うとともに、引き続き、航空路を開設する上で必要な手続となるパブリック・インボルブメントの円滑な実施に向けた調査を行ってまいります。</p>

No.	該当箇所	該当ページ	御意見の概要	都の考え方
6	(2)航路・航空路	P22～23	本土や世界との人の交流を活性化させることが重要であり、航空路を開設することが最優先課題だと考える。	小笠原航空路については、現在、自然環境への影響や就航可能な機材、地質や地形等に係る調査を行っているところです。これらを踏まえ、飛行場の構造や実現可能性について検討を行うとともに、引き続き、航空路を開設する上で必要な手続となるパブリック・インボルブメントの円滑な実施に向けた調査を行ってまいります。
7	(2)航路・航空路	P22～23	航空路の開設は何らかの自然改変を伴うものであり、人の往来が増えることで生態系への悪影響も懸念されることから、反対である。一方で、交通アクセスの改善は必要と考えられるため、ヘリポートやジェット船の導入など、航空路以外の手段を検討してほしい。	
8	(3)道路・島内交通	P24～25	都道の歩道が未設置の区間があり危険なため、歩道を設置してほしい。歩道の素材については排水性だけでなく、高齢者の歩行に負担にならないよう留意してほしい。また、坂道には手すりを設けてほしい。	都道において歩道が未整備な箇所については、現地の周辺状況や歩行者の利用状況等を踏まえ、検討してまいります。
9	(3)道路・島内交通	P24～25	島内の移動手段として、レンタサイクル、レンタカート、電気自動車などの乗り捨てスポット（内地におけるコンビニや駅前のような場所を想定）を数カ所作り、気軽に手軽に移動できるようにしてはどうか。スマホによる登録・利用、6日間パスや1日券の設定等を行うことで、旅行者の利便性が向上するほか、自家用車を手放すことを考えている地元の高齢者にとっても、生活利便性の確保につながると考える。	いただいた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
10	(3)道路・島内交通	P24～25	小笠原諸島は国内最大規模の海鳥繁殖地となっているが、多くの海鳥が人工照明に誘引され墜落する習性を持ち、有人島の父島・母島では自然環境への影響緩和が課題となっている。光源の種類・拡散防止の方法等、現在ある技術を取り入れ、自然配慮型のライフラインに随時変更していくことが、世界自然遺産時代に求められている。そのため、計画に以下「 」のとおり追記することを検討するべきと考える。 <現状と課題> 小笠原諸島の固有の生態系及び貴重な自然環境に配慮した道路「・河川」整備「及び付帯する照明環境の改善」を行う必要がある。 <今後5年間の取組> 自然環境への影響が大きいと予測される事業については、「直接の事業範囲に加えて影響が及ぶ可能性がある範囲を含めた」、「適切な対策・調査・緩和策（代替策含む）」を、「すでに影響が認識されている既存事業については適切な修繕・改良・緩和策（代替策含む）を」、専門家の意見を踏まえ実施する。	都としても、小笠原諸島の固有の生態系及び貴重な自然環境に配慮した道路整備を行う必要があると考えており、道路照明については、動物への環境に配慮した整備を行っています。 なお、河川整備において人工照明を設置した事例はありません。 また、河川整備につきましては、本計画におきまして、自然環境や景観との調和を図りつつ進めることとしております。
11	(4)情報通信	P26	通信網の一層の整備が必要であり、特に、セキュリティの確保された安全なインターネットを活用することで、小笠原の農産物や水産物の販売の効率化など様々な効果が得られると考える。	都としても、ブロードバンドによるインターネット接続環境の基盤は重要と考えており、引き続き、安定した通信サービスの提供を継続してまいります。 なお、5Gなど情報通信技術の進展や、情報通信基盤の有効活用について、都と村が一体となり検討していく観点を踏まえ、今後5年間の取組に以下のとおり追記いたします。（下線部分） <今後5年間の取組> <u>5Gなど情報通信技術の進展を踏まえ、</u> 住民生活の利便性向上のため、教育、文化、気象等の様々な分野において情報通信環境の有効活用について検討を進める。【都・村】
12	(4)情報通信	P26	東京都において、e-sportsの取組ができるようにしてほしい。	いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
13	(5)人の往来等に要する費用の低廉化	P27	食料や燃料など生活物資の島内の価格が割高であり、本土からの海上輸送費に対する支援について、引き上げを希望する。	都は、現在、物価の安定を目的として、小笠原村内で生活物資を販売する事業者に対して、海上輸送費の全部又は一部の補助を行っており、燃料であるプロパンガスの輸送費については、100%の補助となっております。 いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	該当ページ	御意見の概要	都の考え方
14	(5)人の往来等に要する費用の低廉化	P27	<p>国内で最も遠距離の離島である小笠原において、地域公共交通確保維持事業（離島航路運営費等補助）の実施が図られていないことは、小笠原振興を進める上で、すべての事業推進にも関わる根本的な課題である。そのため、計画に以下「 」のとおり追記することを検討するべきと考える。</p> <p><今後5年間の取組> 定期航路の旅客運賃及び産業の振興を支える貨物運賃については、（中略）運賃の低廉化にむけて、「早急に地域公共交通確保維持事業（離島航路運営費等補助）の導入実現をはかる。」</p>	<p>都における離島航路のうち、東京～父島航路及び父島～母島航路については、地域公共交通確保維持事業（離島航路運営費等補助）の補助対象航路となっています。</p> <p>また、運賃の低廉化については、本計画において、運航事業者等への支援策の導入について関係機関と調整することとしております。</p>
3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発				
15	(1)農業	P28～29	<p>安く新鮮な葉物野菜を通年たくさん食べられるよう、植物工場を作るなどし、安定的かつ安価に島内外に供給してほしい。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、亜熱帯農業センターにおける試験研究課題検討に当たり、今後の参考とさせていただきます。</p>
16	(1)農業	P28～29	<p>オガサワラオオコウモリによる食物への食害が広がり、外来ネズミの被害も増大している。計画にの以下「 」のとおり追記することを検討するべきと考える。</p> <p><現状と課題> 「世界自然遺産の価値のひとつであり、天然記念物でもあるオガサワラオオコウモリによる作物への食害が多様化し、かつ広がっている。」 「農作物にたいする外来ネズミ被害が増大している一方で、有人島における外来ネズミ対策は対処療法にとどまり、本格的な対策が実施されていない。」</p> <p><今後5年間の取組> 病害虫の防除、「外来」ノヤギ・「外来ネズミの排除」、「天然記念物オオコウモリ」による農業被害対策等を講じるとともに、土壌改良及び地力の維持増進を図る。 試験研究、農業技術「及び農業被害対策技術の開発」、改善、普及に務め、基幹作物の高品質化・高付加価値化・ブランド化の支援、実践に即した技術指導などを行い、生産性の向上及び農業経営の安定化を図るとともに、新規就農者に対する自立支援等を行う。「また、天然記念物オオコウモリとの共生に取り組む就農者を支援する。」</p>	<p>都としても、小笠原特有の環境等に配慮し、研究と連携したより効果的な防除の実施という視点は重要であると考えております。</p> <p>ネズミやオガサワラオオコウモリによる農作物の被害につきましては、現在、小笠原村において、関係機関と協力しながら対策を行っております。</p> <p>引き続き、農作物被害の実態把握に努め、被害状況に応じた対策を検討・実施してまいります。</p>
17	(1)農業ほか	P28～29ほか	<p>生態系保全型の林業（生態系保全を第一義に捉え、外来種駆除により発生した木材等を有効利用し、地域内での6次産業化を進める取組）の振興及びそこから派生する6次産業化について追記してほしい。こうした取組により、生態系の保全が図られるとともに、森林を観光資源として活用していくことも可能になると考える。</p>	<p>森林資源を有効活用していくという視点は、都としても重要であると認識しておりますが、世界自然遺産である小笠原諸島における、外来種由来の木材の二次利用については、生態系保全等の点から慎重な検討が必要と考えております。</p>
18	(2)水産業	P30～31	<p>海洋生物の多様性保全に向け、地先水面の自然環境調査を、母島漁港を中心に行ってもらいたい。</p>	<p>都では、世界自然遺産への登録を受け、平成24年から5年間にわたり小笠原諸島において海域生態調査を行っており、平成26年度に母島漁港（東港）周辺でも調査を実施しております。今後も、自然環境の現況把握に努めてまいります。</p>

No.	該当箇所	該当ページ	御意見の概要	都の考え方
19	(4) 先端技術の導入及び生産性の向上	P34～35	<p>オガサワラオオコウモリの、農業被害が多様化、拡大化しており、世界遺産時代の共生型農業の専門的技術開発が求められる。そのため、計画に以下「」のとおり追記することを検討するべきと考える。</p> <p><現状と課題> 「世界自然遺産的な価値のひとつであるオガサワラオオコウモリ（天然記念物）の、農業被害が多様化、拡大化しており、令和元年にはついに母島においても被害が顕在化している。世界遺産時代の共生型農業の専門的技術開発が切実に求められている。」</p> <p><今後5年間の取組> ミカンコミバエについては、（中略）定着と被害を防止する。「また、オオコウモリを損傷せず、農業被害を防ぐための専門的な知識・技術に基づいた防除資材の選定及び、防除方法の開発のための試験研究を実施する。」</p>	<p>都としても、小笠原特有の環境等に配慮し、研究と連携したより効果的な防除の実施という視点は重要であると考えております。</p> <p>オガサワラオオコウモリについては、亜熱帯農業センターにおいて、絡まり事故が少ないネットを用いた被害防止技術を実証し、その普及を図っているところであり、引き続き、こうした取組を進めてまいります。</p>
5 住宅及び生活環境の整備				
20	(1) 住宅	P38～39	<p>母島の沖村アパートは老朽化がかなり進んでおり、多湿な環境の影響で、床が抜けそうになっていたり、階段のステップが外れそうになっていたりするなど、居住が困難な部屋がある世帯が多い。早急に建替えを行ってほしい。</p>	<p>都としても、老朽化した小笠原住宅の建替えについては早急な対応が必要であると考えており、本計画においては、小笠原住宅の建替えについて、早期着工に向けて計画的に推進することとしています。</p>
21	(1) 住宅	P38～39	<p>都において母島における都営住宅の建替え及び緑地整備を行うに当たっては、オガサワラセセリを保全し、生物多様性が保全されるようにしてほしい。</p>	<p>小笠原住宅の建替えにつきましては、自然環境に配慮した住まいづくりを目指すこととしており、東京における自然の保護と回復に関する条例等に基づき、自然環境の保全に配慮し、建替え等の検討を進めてまいります。</p>
22	(3) 生活排水処理	P42～43	<p>コミュニティプラントの放流口から河川や海洋に放流される水に関して、塩素消毒殺菌以外の方法も組合せて安全な放流水とし、自然環境に配慮してほしい。</p>	<p>し尿処理水につきましては、小笠原村において、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排水基準を遵守し、海に排水しています。今後も自然環境に配慮した排水に努めてまいります。</p>
8 高齢者の福祉その他の福祉の増進				
23	(3) 地域福祉	P53	<p>母島の村民会館の建替えにあたり、冠婚葬祭が執り行えるようにするとともに、津波被害が想定される村支所の避難所や炊き出しの機能を移転させてほしい。</p>	<p>冠婚葬祭を含めた、村民会館等の公の施設の利用可否につきましては、個々の事情等を勘案しつつ、政教分離の原則や、公平性、非代替性等に照らし、総合的に判断しております。</p> <p>なお、村役場母島支所における炊き出し等の災害対応機能の移転に関する御意見につきましては、新たな村民会館の建替えの検討におきまして、今後の参考とさせていただきます。</p>
9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止				
24	(1) 自然環境の保全・再生	P54～55	<p>「小笠原諸島は、平成23年6月に世界自然遺産に登録される前から、豊かで貴重な自然環境の保全のため」から、「小笠原諸島は、平成23年6月に世界自然遺産に登録される前から、生物多様性保全のため」へ書き改めてほしい。</p>	<p>「自然環境の保全」につきましては、令和元年6月18日に国が策定した「小笠原諸島振興開発基本方針」より引用しております。</p>
25	(2) 自然公園	P56	<p>「生物の多様性の確保」から「生物多様性保全」へ書き改めてほしい。</p>	<p>「生物の多様性の確保」につきましては、自然公園法（昭和32年法律第161号）第1条の目的より引用しております。</p>

No.	該当箇所	該当ページ	御意見の概要	都の考え方
10 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給				
26	-	P60～61	小笠原群島の世界遺産価値として、維管束植物の80%程度が固有種で占められており、種内の多様性が残されていることが挙げられる。特に母島では、他島で既に絶滅したオガサワラセセリも生存しているが、太陽光発電の設置等による影響が懸念されるため、生物多様性の保全を行ってほしい。	小笠原諸島では、関係機関が連携して固有種保全や外来種対策に取り組んでおります。 なお、母島における太陽光発電の実証事業については、世界自然遺産区域外の圃場跡などへの設備の設置を検討するものですが、事業の実施に向けては、丁寧な現地調査を行うとともに、専門家の意見も踏まえ、自然環境に十分配慮しながら慎重に進めております。
11 防災及び国土保全に係る施設の整備				
27	(1)防災対策	P62～64	地震発生時の島民の全島避難時を想定し、指針の作成及び公表を行ってほしい。	都では、南海トラフ地震の発生を念頭に、被災した島しょ町村から島外に避難する際の対応方針について、東京都地域防災計画（震災編）（令和元年修正）に記載しております。発災時にはこれを踏まえ、村や関係機関と連携しながら、必要な対応を行ってまいります。
28	(1)防災対策	P62～64	自治会の組織作りを行い、自助、共助により災害時の行政側の負担を軽減することについて、検討を行ってほしい。	小笠原村防災計画では、被災時において自治会を含めた住民団体や個人の協力を得て、応急対策協力隊を編成することとしております。自治会の状況や活用に関する御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
29	(1)防災対策	P62～64	災害ボランティアの活用・訓練を行ってほしい。	災害時において、都は、東京ボランティア市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、各区市町村のボランティアの受入状況等の情報提供を行い、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援しております。 ボランティアに対する訓練に関する御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
30	(1)防災対策	P62～64	消防団員の活用による、災害時の治安活動を推進してほしい。	小笠原村防災計画では、被災時における防災関係機関の業務の大綱を決めております。警察署や消防団は限られた人数の中でそれぞれの役割を果たすことが基本ですが、災害時の治安活動における消防団の活用については、今後の検討とさせていただきます。
31	(1)防災対策	P62～64	津波後の港湾における海中浮遊物の撤去について検討してほしい。	津波後の港湾等施設に関しては、東京都地域防災計画（震災編）（令和元年修正）において、都が、関係民間団体の協力を得て、船舶の航行安全に支障となる障害物を除去することとなっています。
32	(1)防災対策	P62～64	津波収束後の避難所における生活等を想定した訓練を実施してほしい。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
33	(1)防災対策	P62～64	公務員に限らない、災害に対応した人材の育成について検討を行ってほしい。	
34	(1)防災対策	P62～64	浸水による被害が想定される上下水道設備の強化、タンク車・バキュームカーの保有台数を拡大してほしい。	
35	(1)防災対策	P62～64	下水処理場が稼働できない場合のし尿の海洋投棄に関する事前の取り決めを検討してほしい。	

No.	該当箇所	該当ページ	御意見の概要	都の考え方
12 教育及び文化の振興				
36	(1)教育	P66～67	小笠原の修繕改築が必要な学校等を、首都大学東京の附属施設として、宿泊型研修センター及び高等教育レベルの教育施設として再生することを提案する。	<p>首都大学東京は、父島に小笠原研究施設を設置しており、小笠原諸島の貴重な自然や特異な文化・歴史の研究を実施しています。</p> <p>平成29年には小笠原村との間で連携協定を締結しており、引き続き多彩な研究を推進するとともに、講演・シンポジウム、展示発表等を通じて研究成果の普及・還元を図っていくこととしています。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
37	(1)教育	P66～67	インターネットの使用について、学校教育・社会教育を充実させる必要があると考える。	<p>御指摘のとおり、インターネットに係る学校教育及び社会教育の充実は重要であり、都においては、都立小笠原高校で個人の情報通信端末を校内に持ち込めるよう環境整備を行ったり、児童・生徒をトラブル等から守るため、SNS利用の際のルールを定めた「SNS東京ルール」に沿った情報モラル教育を行うなどの取組を進めています。</p> <p>引き続き、情報通信端末の適切な活用と、情報モラル教育とを併せて行うことで、情報活用能力の育成を図ってまいります。</p>
38	(1)教育	P66～67	子ども議会を開催し、軽微な事柄（夕方のチャイム等）について決定・実施するなど、議会機能等に対する教育を充実させてほしい。	<p>行政の責任と権限に属する事柄につきまして、子ども議会で決定することは困難ですが、議会権能等に対する教育の実施に関しては、父島において小学生・中学生・高校生が、村議会の傍聴を行うなどの取組を行っているところです。</p>